テロウイルス性脳脊髄炎」に改め、同表萎縮性鼻炎の項中「萎縮性鼻炎」を「萎縮性鼻炎」に改め、同表鳥インフルエンザの項中「七面鳥、うずら」を「うずら、七面鳥」に改め、同項の次に次のように加える。

低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥

第二条の表鶏結核病の項中「七面鳥、うずら」を「うずら、七面鳥」に改め、同表兎ウイルス性出血病の項及び兎粘液腫の項を次のように改める。

兎ウイルス性出血病	うさぎ
兎粘液腫	うさぎ

第二条の表バロア病の項、チョーク病の項、アカリンダニ症の項及びノゼマ病の項中「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第三条第一号中「の規定による」を「（これらの規定が同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の」に改め、「法第四条第一項の」を削る。

第六条中「薬事法」の下に「第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加え、「け留する」を「係留する」に改める。

第九条第二項中「別表第一の」を「別表第一に定める」に、「うち前項」を「うち同項」に改める。

第十条第一項中「相当下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表第一号中「アフリカ馬疫」の下に「、豚コレラ」を、「高病原性鳥インフルエンザ」の下に「、低病原性鳥インフルエンザ」を加え、「豚エンテロウイルス性脳脊髄炎」を「豚エンテロウイルス性脳脊髄炎」に、「兎粘液腫」を「兎粘液腫」に改め、同条第二項中「同項の表第二号」を「同表第二号」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（家畜以外の動物についての伝染性疾病の発生の状況等を把握するための検査）

第十一条　法第五条第三項の検査は、家畜以外の動物であつて法第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病にかかり、若しくはかかつている疑いがあるもの又はその死体を対象として、別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病にあつてはそれぞれ同表に定める検査の方法に準ずる方法により、同項の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつて別表第一の区分の欄に掲げる伝染性疾病以外のものにあつては通常行う方法により、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの及び家畜防疫員が相互に緊密に連絡し、及び適切に分担して実施するものとする。

（報告）

第十二条　法第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、文書でしなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（通行の制限又は遮断）

第十五条の二　令第三条第二項及び第五条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　通行の制限又は遮断を行う場所

二　通行の制限にあつては、その期間及び制限の内容

三　通行の遮断にあつては、その期間

第十六条第二号中「、豚コレラ」を削り、「又はこれらの死体」を「若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患畜若しくはその死体」に改め、同条第三号中「しん透しない」を「浸透しない」に、「出入」を「出入り」に、「こと」を「こと。」に改め、同項第三号及び第四号中「しん透しない」を「浸透しない」に、「こと」を「こと。」に改め、同項第五号及び同条第二項第一号から第三号までの規定中「こと」を「こと。」に改め、同項第五号中「、豚コレラ」を削り、「又はこれらの死体」を「若しくはこれらの死体又は豚コレラの疑似患畜若しくはその死体」に、「こと」を「こと。」に改め、同項第七号中「これら」に、「こと」を「こと。」に改める。

第十八条第三号中「しか」を「鹿」に、「七面鳥又はうずら」を「うずら又は七面鳥」に改める。

第二十三条第一号中「法第二条第一項の」を削り、「第二十八条、第三十一条及び第三十三条」を「第二十八条第一号、第三十一条第一号及び第三十三条第一号」に改め、同条第二号中「薬事法」の下に「第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加える。

第二十四条第一項中「又は第五項」を削る。

第二十五条第一項中「、電話又はこれ」を「若しくは電話又はこれら」に改め、同項第一号中「又はニューカッスル病」を「、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病（第一条の二各号に掲げるものに限る。）」に改め、同条第二項中「法第十三条第一項」を「同条第一項」に、「、電話又はこれ」を「若しくは電話又はこれら」に改め、同条第三項中「、電話又はこれ」を「若しくは電話又はこれら」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十七条第三号及び第二十八条第二号中「薬事法」の下に「第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加える。

第二十九条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「通り」を「とおり」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条第二号及び第三十三条第二号中「薬事法」の下に「第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法」を加える。

第三十八条から第四十条までを削り、第三十七条を第四十条とする。

第三十六条の表中「又は疑似患畜」を「若しくは疑似患畜又は法第十七条の二第一項の指定家畜（以下「指定家畜」という。）」に改め、同条を第三十九条とし、第三十五条の次に次の三条を加える。

（消毒設備）

第三十六条　法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一　踏込消毒槽

二　消毒薬噴霧装置

三　前二号に掲げる設備に準ずるもの

（消毒の方法）

第三十七条　都道府県知事が法第二十八条の二第一項の設備を設置している場所を通行する者は、当該家畜伝染病の病原体に対して十分な消毒の効果が得られるよう、当該都道府県の職員又は当該都道府県知事から当該設備による消毒の事務の委託を受けた者の指示に従い、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

（消毒設備の設置場所の表示）

第三十八条　法第二十八条の二第三項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項の規定により家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所であること並びに同項の規定によりその場所を通行する者は当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならないことを容易に判断することができるものとする。

第四十一条中「法第三十四条」を「第三十四条」に、「基き」を「基づき」に改める。

第五十五条第一項中「には、」を「における」に、「第二十七条第一項第一号ただし書、第三十六条及び第六十一条の規定」を「第二十七条第一号ただし書、第三十九条及び第六十二条の規定の適用については、第十三条及び第三十九条」に改め、「動物検疫所長」と、」の下に「同号ただし書中」を加え、「読み替えるもの」を「、第六十二条中「家畜防疫員、家畜防疫員以外の」とあるのは「家畜防疫官」」に改め、同条第二項中「使用して」の下に「法」を加え、「の規定において」を「において」に改める。